

第4回神戸市市民福祉調査委員会 計画策定・検証会議ワーキンググループ

日時：令和2年6月22日（月）
午後1時30分～3時30分
場所：神戸市役所1号館
8階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会 [13：30～13：35]
2. 議 題
 - (1) 神戸市介護保険事業計画について [13：35～14：15]
説明者：神戸市福祉局介護保険課 にしむら 西村
 - (2) 神戸市障がい者保健福祉計画2020について [14：15～14：55]
説明者：神戸市福祉局障害福祉課 ほしじま 星島
 - (3) 次期“こうべ”の市民福祉総合計画について [14：55～15：25]
説明者：神戸市福祉局政策課 みやた 宮田
3. 閉 会 [15：25～15：30]

資 料

- 資料1 介護保険事業計画について
- 資料2 神戸市障がい者保健福祉計画2020の概要
- 資料3 次期市民福祉総合計画の基本理念及び基本方策（案）
- 資料4 次期市民福祉総合計画の検証・評価について（案）
- 参考資料 第3回計画策定・検証会議ワーキンググループ議事要旨

委員名簿・スケジュール（裏面）⇒

委員名簿 (50音順・敬称略)

	岸田 耕二	社会福祉法人すいせい 理事長
	竹内 友章	東海大学健康学部 助教
	富永 貴之	市民委員 (神戸市ネットモニター)
[座長]	西垣 千春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
	松浦 綾子	市民委員 (神戸市ネットモニター)
	吉岡 洋子	大阪大学大学院人間科学研究科 特任准教授

(事務局) 福祉局政策課

策定スケジュール

	計画策定・ 検証会議	ワーキング グループ	内 容
2/6		第1回	・WGの内容・進め方や次期計画策定に向けて意見出し
3/6		第2回	・市民アンケート結果報告・分析 ・基本理念・基本方策(案)意見出し
5/25		第3回	・児童福祉施策 現状・課題・今後の方針・強み ・認知症「神戸モデル」事業効果等 ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
6/12	第1回		・ワーキンググループ進捗報告・意見聴取 ・“こうべ”の市民福祉総合計画2020総合評価
6/22		第4回	・高齢福祉/介護保険施策 現状・課題・今後の方針・強み ・障がい福祉施策 現状・課題・今後の方針・強み ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
7/27 予定		第5回	・参画と協働施策 現状・課題・今後の方針・強み ・生活困窮者自立支援事業 現状・課題・今後の方針・強み ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
8月	第2回		・ワーキンググループ進捗報告・意見聴取
9月		第6回	・計画本文(素案)作成
10月	第3回		・ワーキンググループ進捗報告(計画素案)・意見聴取
11月		第7回	・最終調整
12月			・パブリックコメント
1月			・計画策定
2-3月			・印刷・配布

※必要に応じて市民福祉調査委員会(本会)へ報告

※新型コロナウイルス感染症の状況により変更の可能性あり

介護保険事業計画について

福祉局介護保険課

目次

1. 介護保険事業計画・介護保険制度の仕組み
2. 高齢者を取り巻く状況
3. 介護保険の費用と負担
4. 基本理念・最重点目標と重点目標

介護保険事業計画とは？

【介護保険法】

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況（中略）その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み。

（以下略）



介護保険の運営主体（＝保険者）である市町村が、地域の現状を分析し、3年間に必要な介護サービスの見込み量を予想し、それを確保するための取り組みと目標を定めたもの。

第7期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画
（平成30～令和2年度）

介護保険制度の仕組み

【被保険者】

- ①65歳以上の人(第1号被保険者)
- ②40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)

【保険者】

制度の運営主体は市町村

【保険料】

①第1号被保険者

- 保険者(市)は、3年ごとにサービス費用等の見込により保険料を設定
- 保険料は負担能力に応じて設定(原則として年金から天引きにより徴収)

②第2号被保険者

- 保険料は医療保険とあわせて徴収

【介護サービス利用料】

- 利用したサービス費用の「1～3割」を利用者が負担
(サービスの利用には要支援・要介護認定が必要)

介護保険サービス利用の流れ

①「要支援・要介護認定」を受ける

「要支援1・2」「要介護1～5」の7段階

※総合事業のサービスのみを利用の場合、基本チェックリストにより「事業対象者」に該当した方が利用できる

②サービス計画(ケアプラン)の作成

- ケアマネジャー等が本人の心身の状況などをふまえ、ケアプランを作成

③ケアプランに基づきサービスを利用

- 事業対象者と要支援1・2は介護予防サービス 要介護1～5は介護サービス
- 施設サービスは要介護1以上の方が対象(特養は原則要介護3以上)

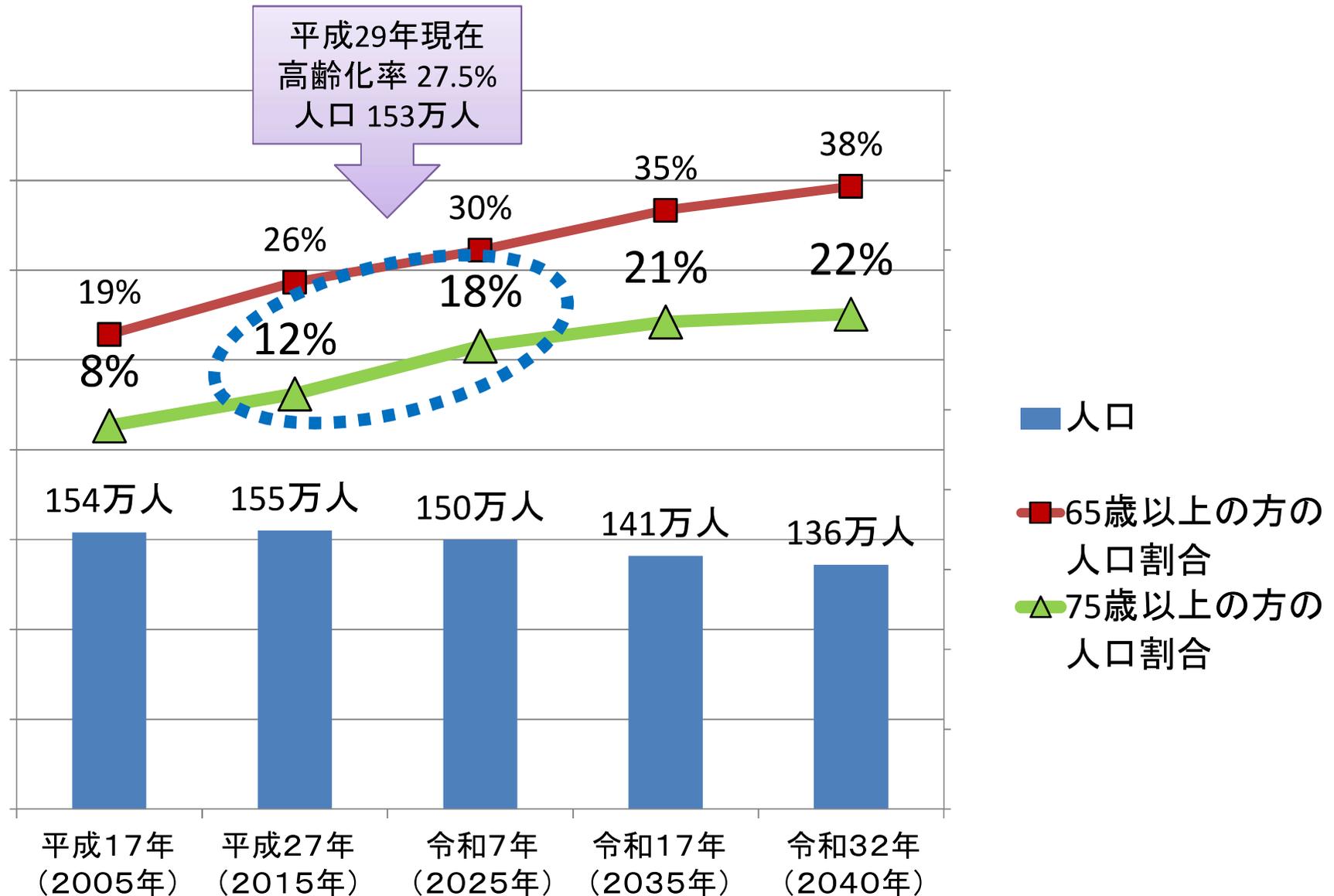
④利用料の1～3割をサービス事業者や施設へ支払い

- 施設等入所時の食費・居住費は原則自己負担

目次

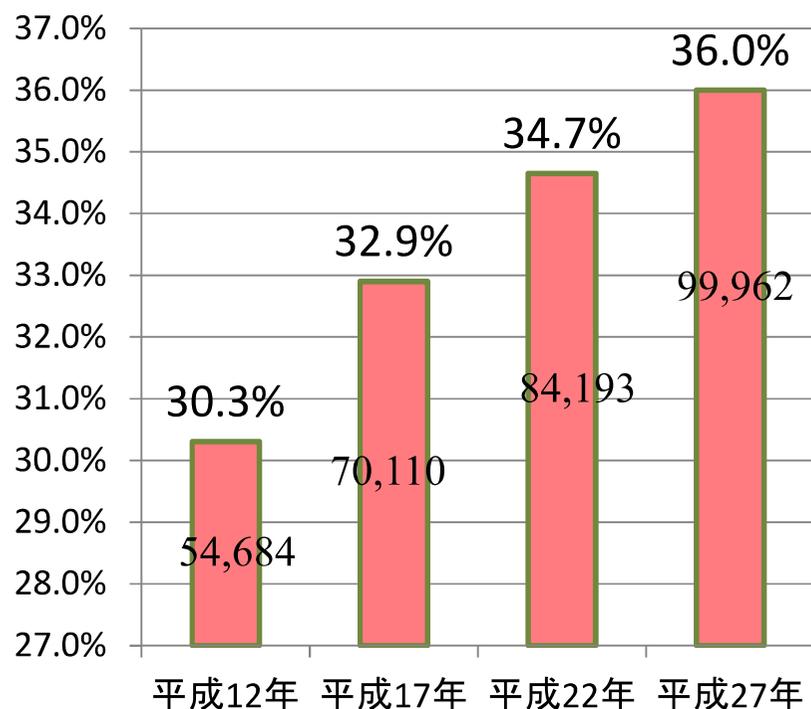
1. 介護保険事業計画・介護保険制度の仕組み
2. 高齢者を取り巻く状況
3. 介護保険の費用と負担
4. 基本理念・最重点目標と重点目標

今後の人口減少とシニア世代の増加（神戸市）

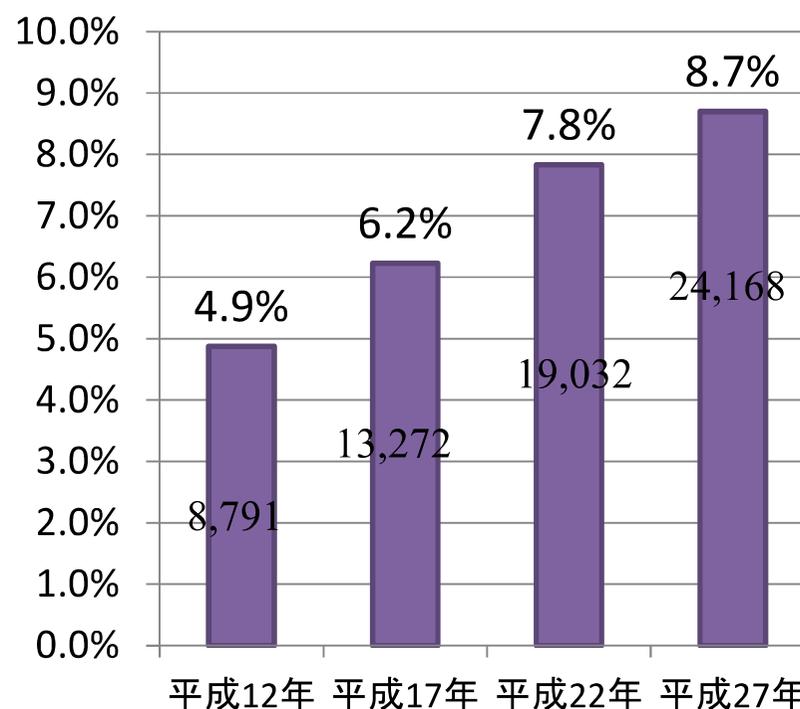


高齢者世帯の状況（神戸市）

市内高齢者世帯に占める
65歳以上の単身世帯割合



市内高齢者世帯に占める
共に75歳以上の夫婦世帯割合



	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者を含む世帯数	180,900	213,087	242,963	277,339

「国勢調査」結果より

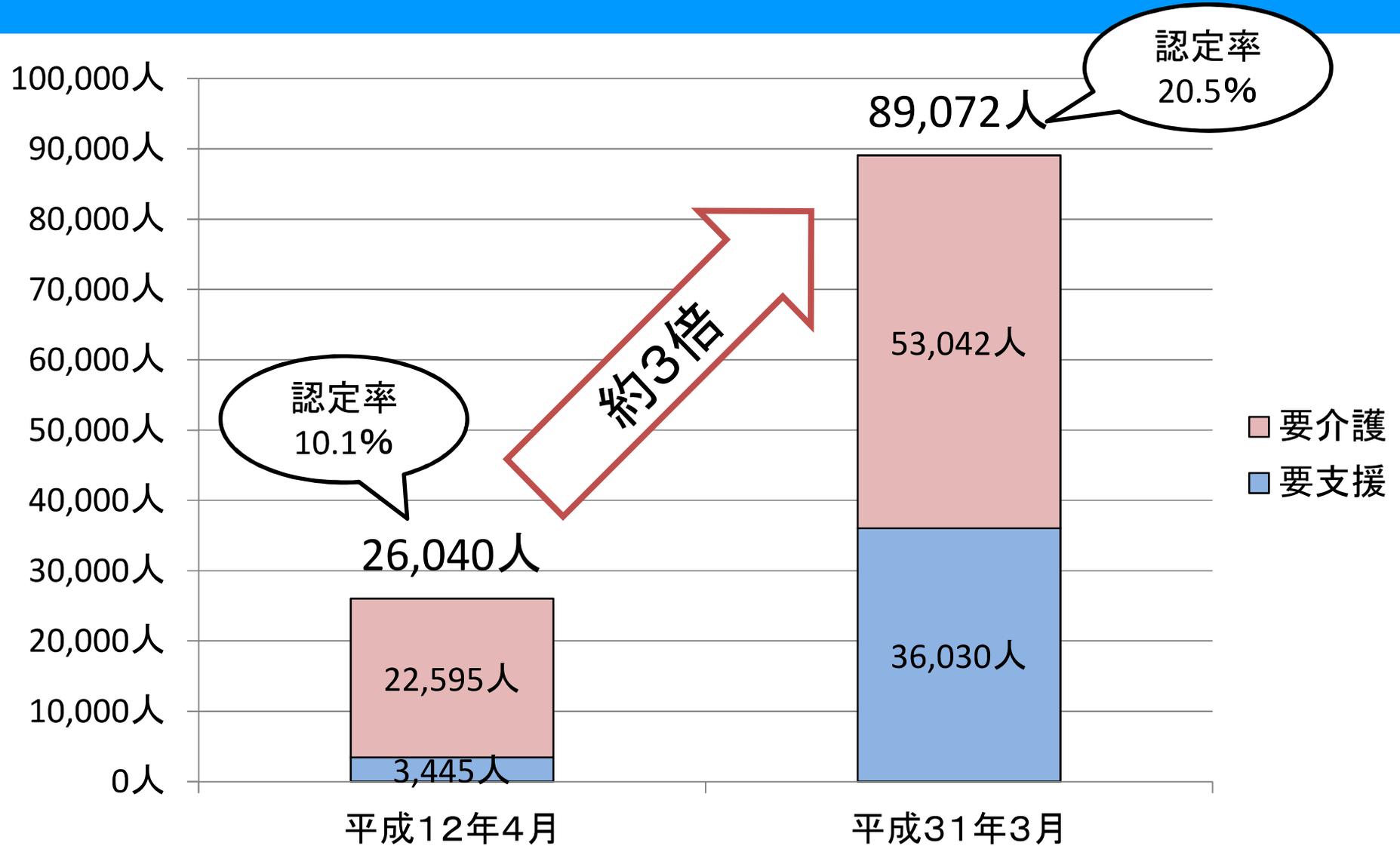
神戸市の認知症高齢者の状況

	平成17年度末	平成28年度末		平成37年度
認知症高齢者数 (日常生活自立度判定基準Ⅱ以上)	23,144人	46,509人	➔	60,000人
65歳以上の高齢者のなかで認知症高齢者の占める割合	7.5%	11.1%		12.8%

※認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる

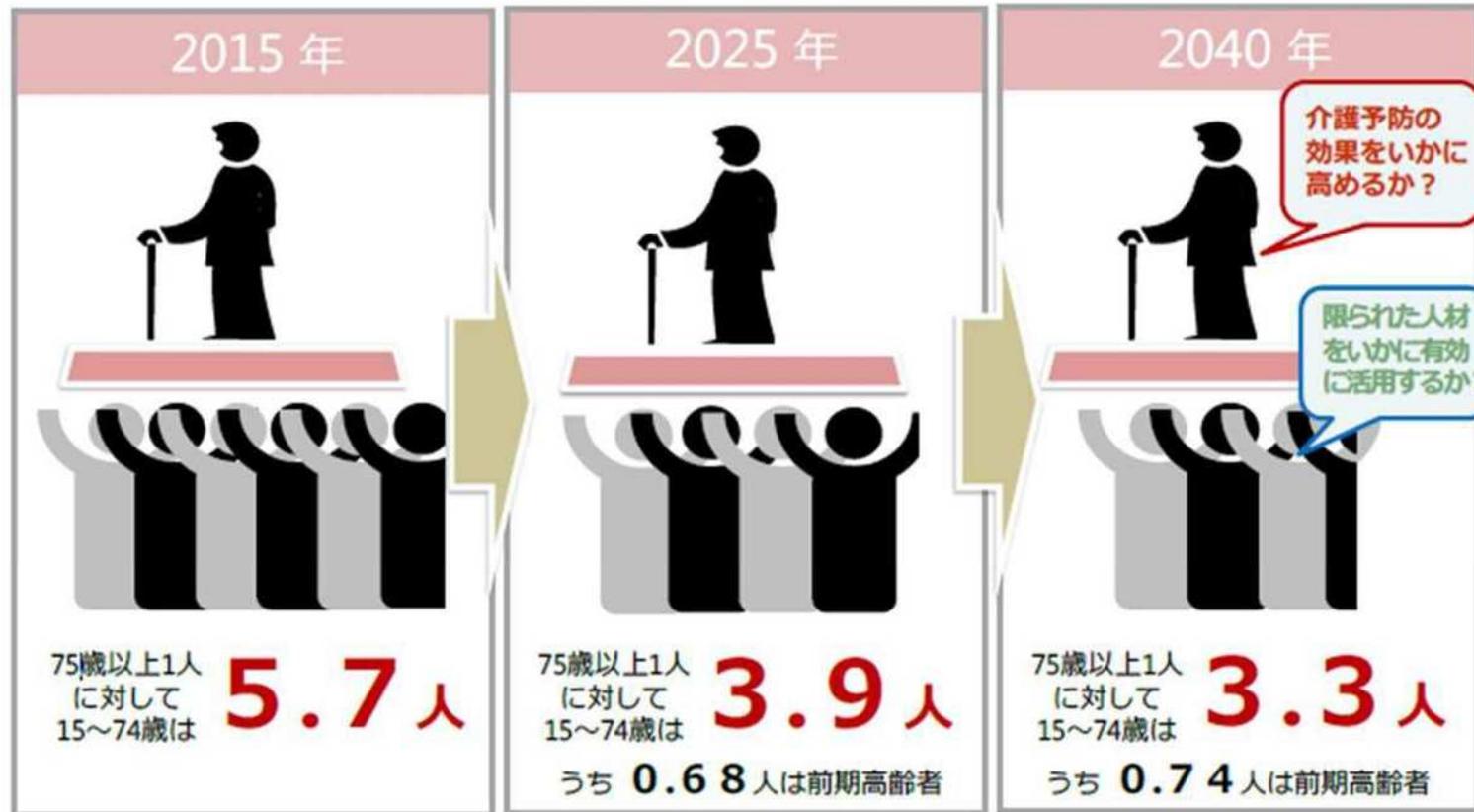


要支援・要介護認定者の状況



後期高齢者の増加と担い手の減少

〈図表2：支える側と支えられる側のバランスは年々厳しくなる〉



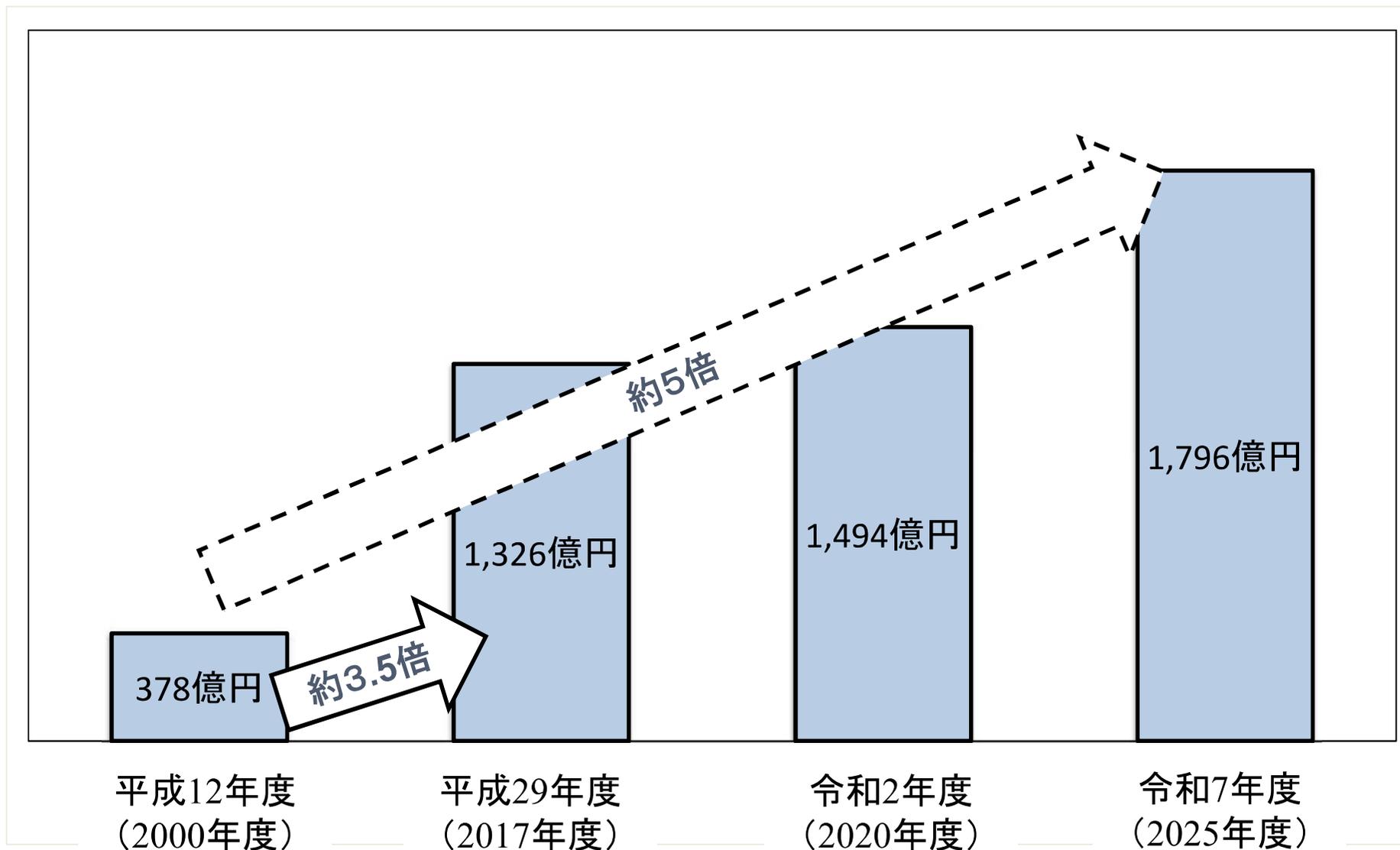
出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

出典: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
「新しい総合事業の移行戦略 地域づくりに向けたロードマップ」より抜粋

目次

1. 介護保険事業計画・介護保険制度の仕組み
2. 高齢者を取り巻く状況
3. 介護保険の費用と負担
4. 基本理念・最重点目標と重点目標

介護保険事業費の増加



給付費等の財源内訳（神戸市）

財源構成

65歳以上の
方の保険料

全体の23%

公費(国、県、市)

全体の50%

全体の27%

40歳から64歳
までの方の
保険料

第7期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、計画において見込む平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)の給付費のうち第1号被保険者が負担すべき給付費(給付費全体の23%)を補正第1号被保険者で割ることによって算定されます。

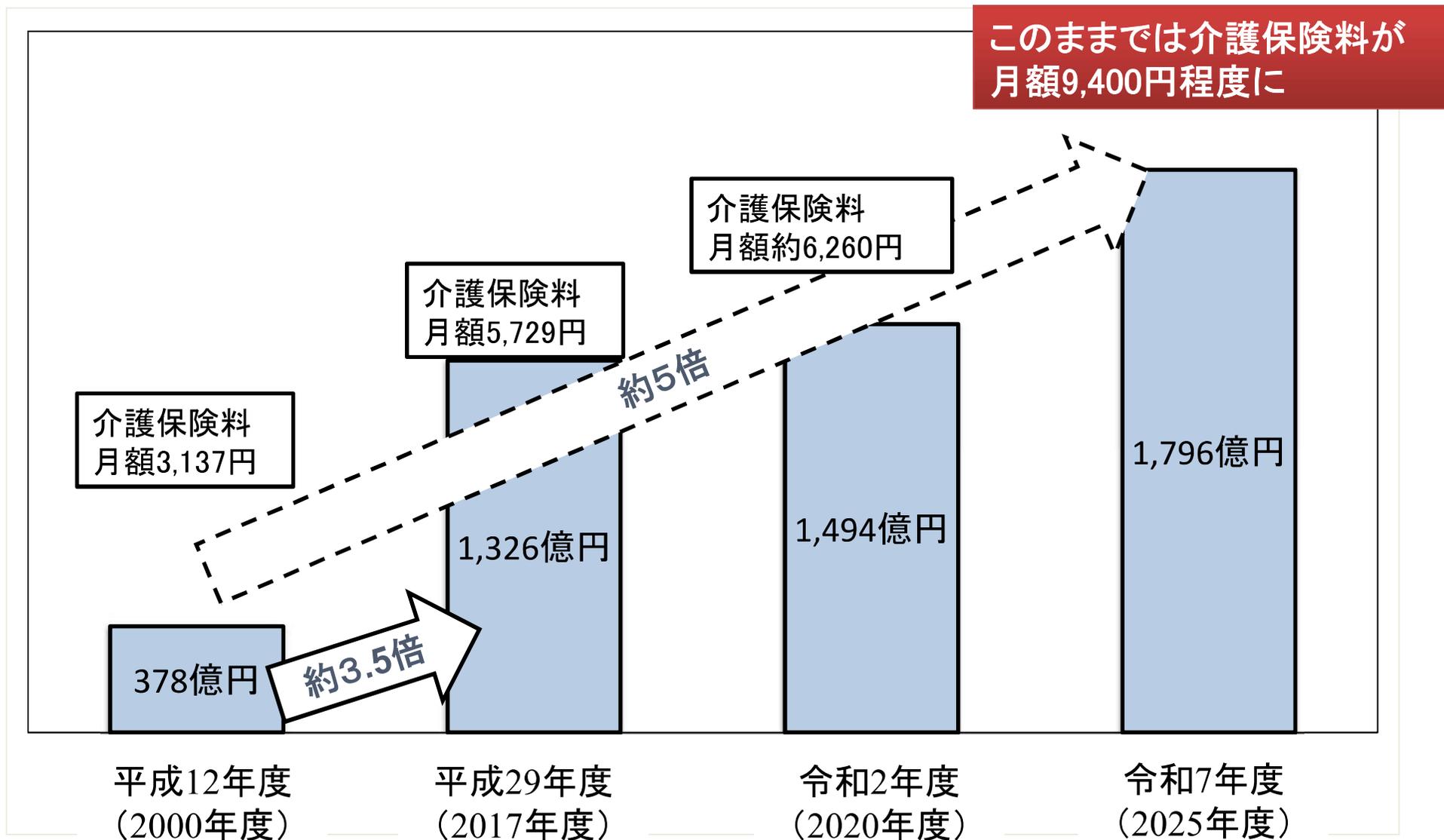
第7期事業計画期間の第1号被保険者の

$$\text{保険料基準月額} = 6,260\text{円} \quad (\text{第6期}5,729\text{円/月})$$

第7期における保険料の抑制策

- ① **健康寿命の延伸**
健康寿命延伸の取り組みにより保険料を抑制
- ② **消費税を財源とする公費を投入した低所得者の保険料軽減**
第1段階について、消費税を財源とする公費を投入、保険料率を0.45→0.40へ引き下げ
- ③ **保険料多段階化**
国基準の9段階を15段階に細分化し、より負担能力に応じたきめ細かな段階設定
- ④ **余剰金の活用**
神戸市介護給付費等準備基金の平成29年度末の残高見込額約55億円のうち、2分の1(27.5億円)を取り崩し、保険料の上昇に抑制に活用

介護保険事業費・介護保険料の増加

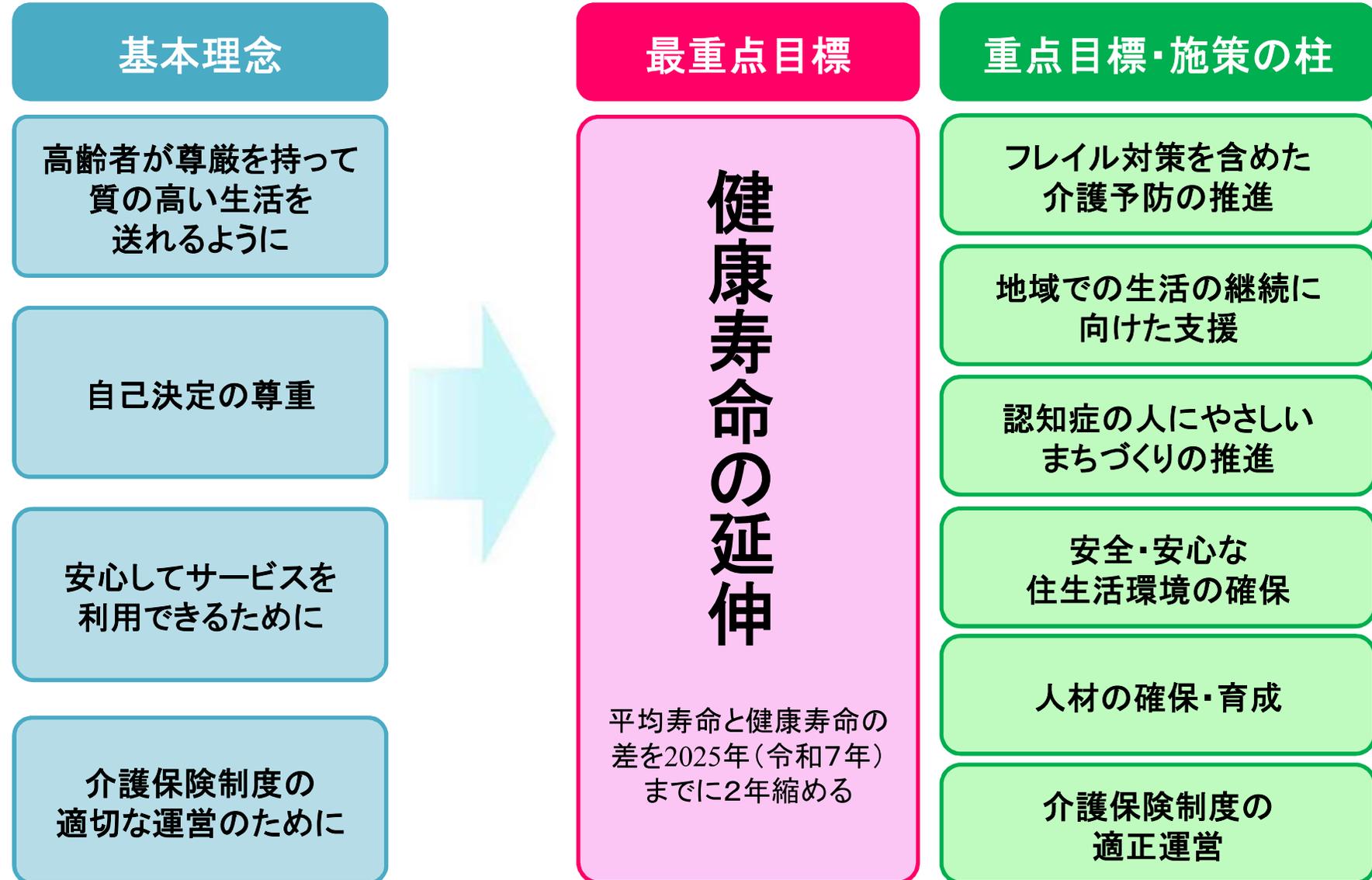


目次

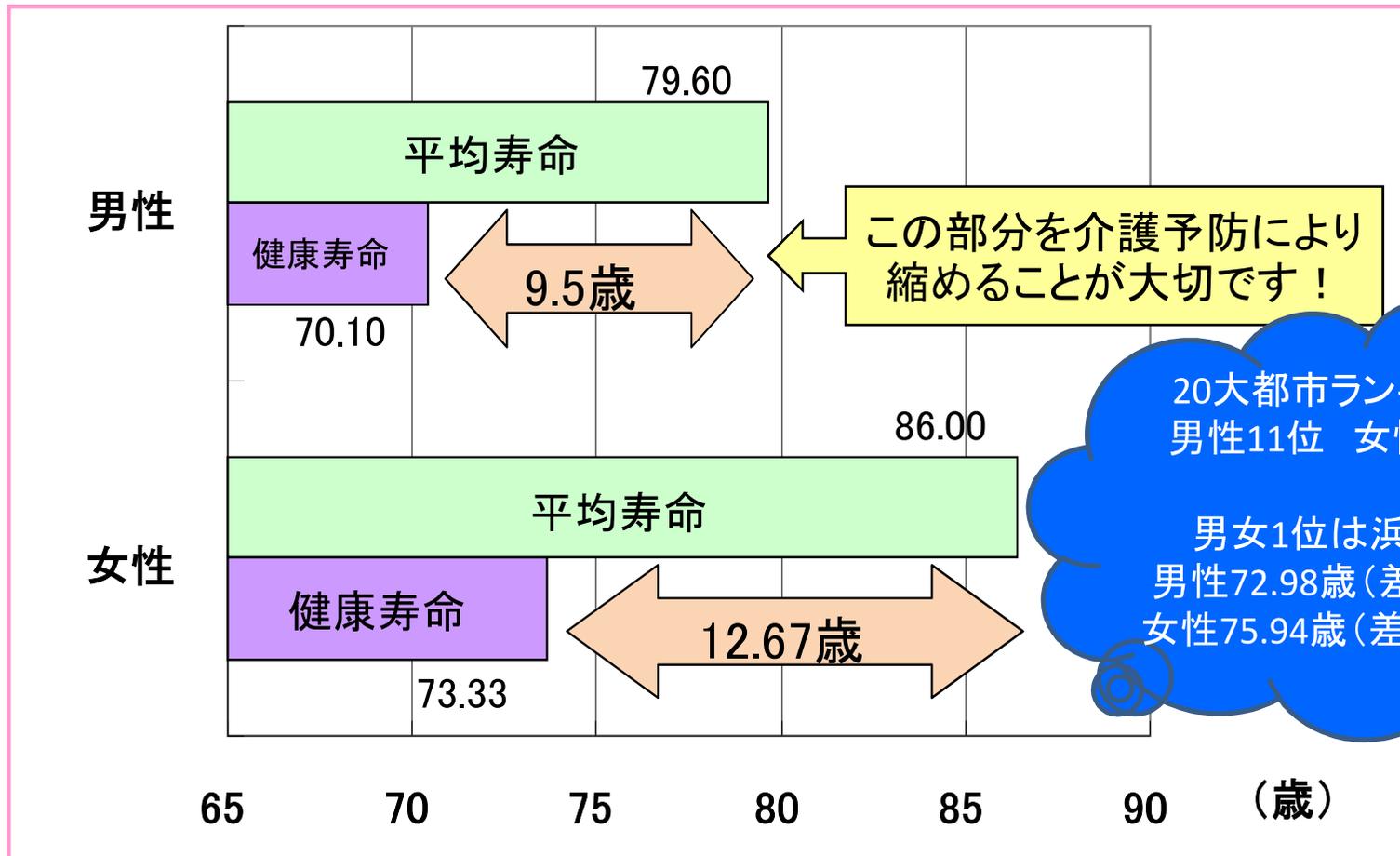
1. 介護保険事業計画・介護保険制度の仕組み
2. 高齢者を取り巻く状況
3. 介護保険の費用と負担
4. 基本理念・最重点目標と重点目標

第7期神戸市介護保険事業計画

第7期神戸市介護保険事業計画では、以下4つの基本理念の下、最重点目標と6つの重点目標・施策の柱を掲げて、各種施策を推進



最重点目標 健康寿命の延伸



平均寿命 平成22年都道府県別生命表より
健康寿命 平成22年国民生活基礎調査より

第7期事業計画における主な施策

1. フレイル対策を含めた介護予防の推進

(1) フレイル対策を含めた介護予防の推進

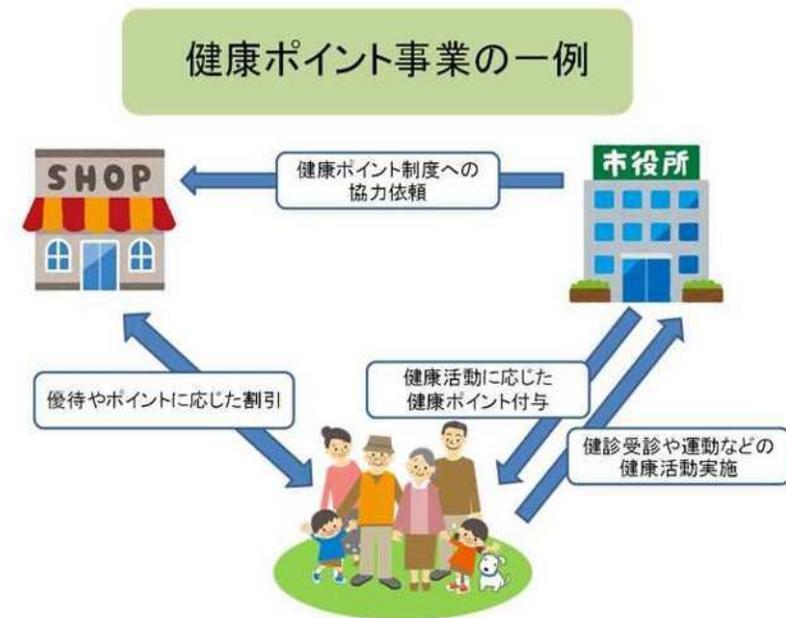
- フレイルチェックの推進
- ケアマネジメント研修等による自立支援推進
- 総合事業の新たなサービスの創設
- 地域拠点型一般介護予防事業の小学校区毎の展開

(2) 健康づくり対策

- 健康創造都市KOBEの推進
(健康ポイント制度導入等)
- 健康診査・がん検診、歯科口腔保健の推進

(3) 生涯現役社会づくり

- 地域の中で生きがいや役割を持てる環境づくり



第7期事業計画における主な施策

2. 地域での生活の継続に向けた支援

(1) 地域での支援体制づくり、相談体制の充実

- 要援護者支援センターを核とする地域支え合い体制の推進
- 休日の相談対応促進など、あんしんすこやかセンターの機能強化



(2) 在宅医療・介護連携の推進

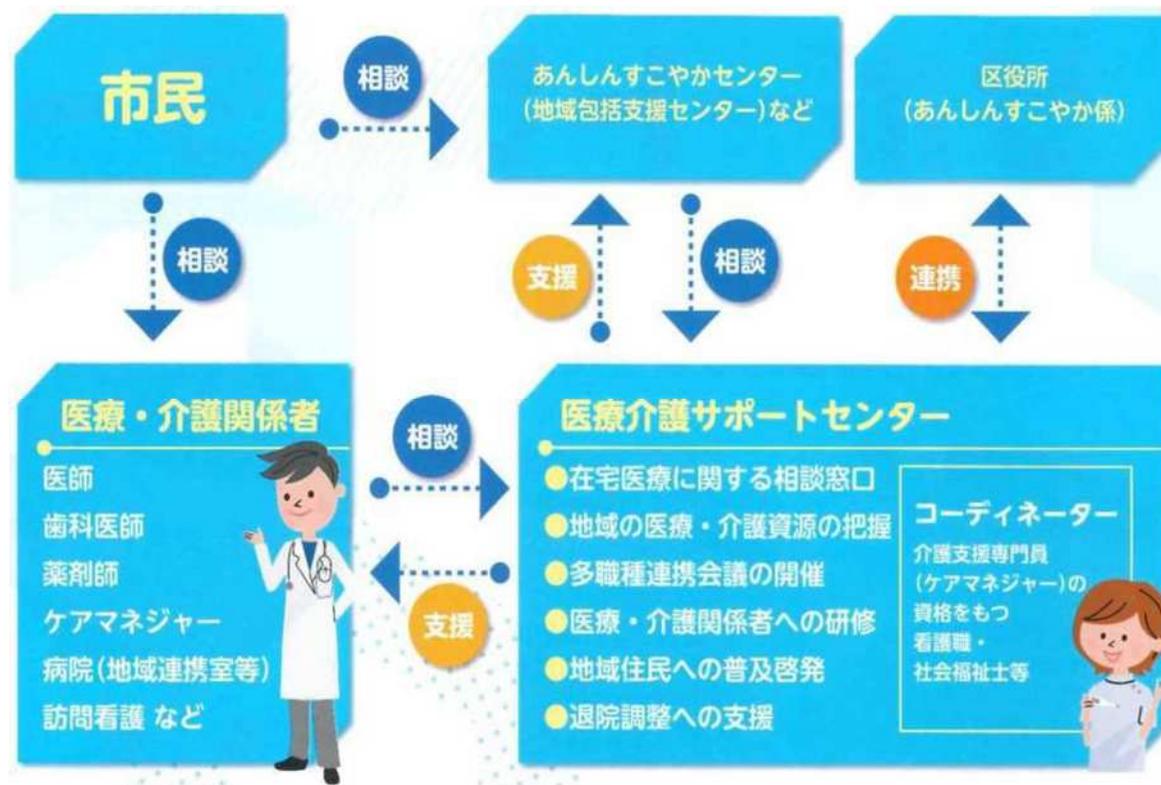
- 医療介護サポートセンターでの取り組み推進

(3) 権利擁護/虐待防止対策

- 成年後見制度の利用手続き相談室の全区開設

(4) 緊急時の対応

- 災害時の基幹福祉避難所となる要援護者支援センター拡充



第7期事業計画における主な施策

3. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

- 「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定
- 認知症の人が起こした事故に対する救済制度創設
- 早期受診に繋がる体制の確立、疾患医療センター増設
- 全中学校区での認知症高齢者への声かけ訓練
- ICTを活用した行方不明者対策

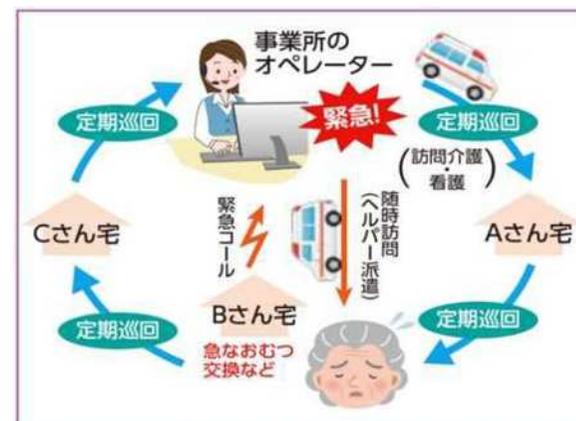
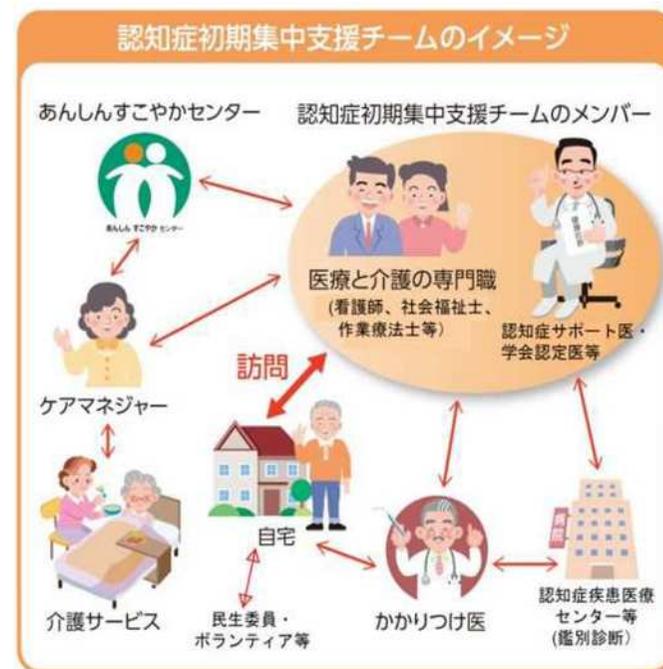
4. 安全・安心な住生活環境の確保

(1) 多様な住まいの確保、施設・居住系サービスの確保

- プライバシーに配慮した特養における多床室整備
- 高齢障がい者に配慮した特養の入所指針見直し
- 認知症グループホームの整備ユニット上限数拡大
- 定期巡回・随時対応型サービスの整備拡大

(2) 安全・安心な住生活環境の整備

- バリアフリー改修補助、親と子の同居・近居支援



24時間対応型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)のイメージ

第7期事業計画における主な施策

5. 人材の確保・育成

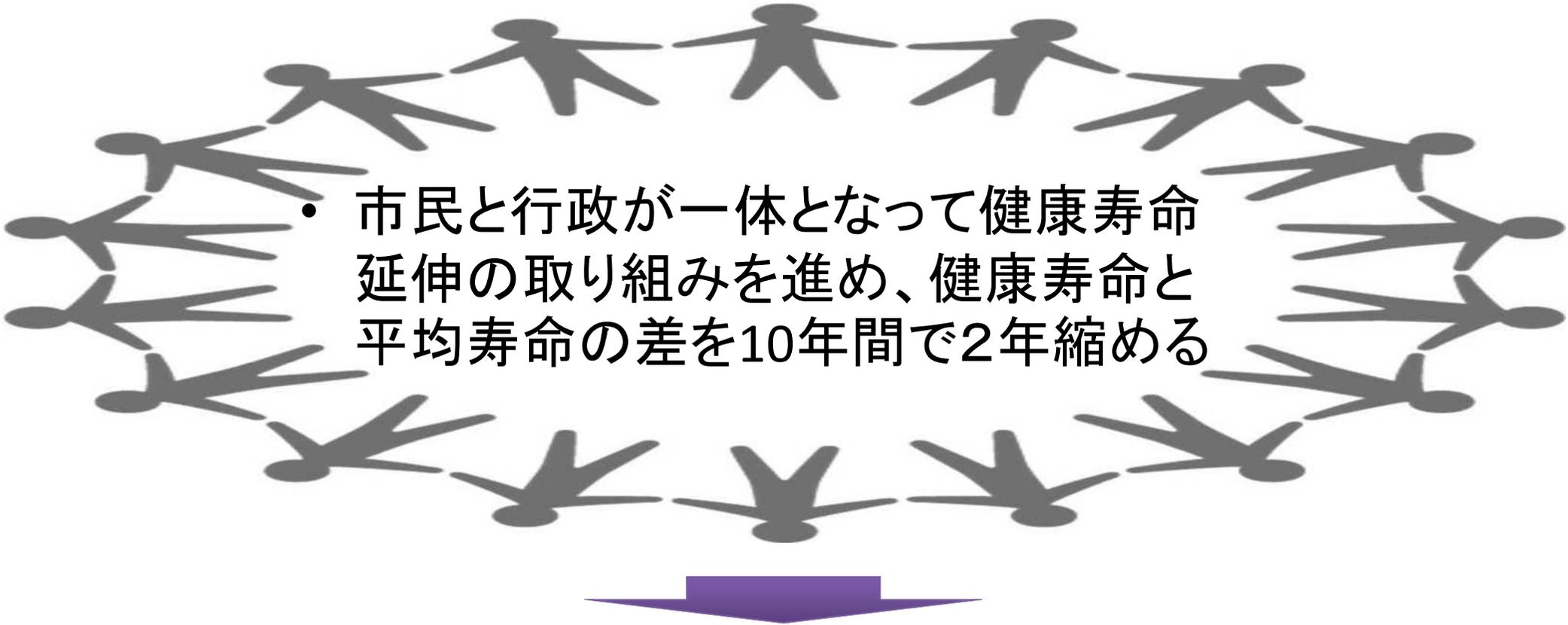
- 神戸市高齢者介護士認定制度の推進
- 研修支援など外国人受け入れ推進
- ノーリフティング、介護ロボットの普及啓発
- サービス従事者の資質向上、介護現場の理解促進



6. 介護保険制度の適正運営

- 国保連適性化システムを活用したケアプラン点検
- 住宅改修の点検、医療情報突合、第三者求償事務の強化

最重点目標 健康寿命の延伸

- 
- 市民と行政が一体となって健康寿命延伸の取り組みを進め、健康寿命と平均寿命の差を10年間で2年縮める

- 高齢者が人生の最期まで、自分らしく生活を楽しみながら暮らすことができる。
- 結果として将来的に介護保険料の上昇抑制につながる。

平成37年度の介護保険料を月9,400円程度から月8,200円程度に抑制可能

神戸市障がい者保健福祉計画 2020 の概要

1. 計画の位置付け

障害者基本法で規定されている市町村障害者計画であり、「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づき策定される「こうべの市民福祉総合計画」の分野別計画である。

障害者総合支援法および児童福祉法に基づく「第5期神戸市障がい福祉計画・第1期神戸市障がい児福祉計画」（平成30年3月策定）と一体となって障害者施策を推進する。

2. 計画の趣旨

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の定める「障害者基本計画」等を基本とするとともに、本市における障害者の状況等を踏まえ策定する、本市の障害福祉施策における基本的な計画である。

3. 計画の期間 平成28年度から令和2年度（5ヵ年）

4. 計画の検証

PDCA サイクルを導入し、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、本計画を変更することその他の必要な措置を講じる。成果目標及び指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、評価の際には、神戸市障害者施策推進協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表する。また、今後の国の障がい者施策の動向にも対応し見直していく。

5. 基本目標

障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、一人ひとりに応じた支援を受け、個人として尊重され、地域のなかで安心してともに暮らし、活躍できる“こうべ”をみんなでつくっていきます。

6. 実現に向けた施策

【暮らしに関する施策】 1. 在宅サービス 2. 保健・医療 3. 安全な居住環境 4. 相談 5. 情報アクセス・コミュニケーションの保障 6. 権利擁護・差別解消 7. 地域福祉力の向上・人材育成 8. 住まいの確保、地域移行・地域定着のための支援	【就労に関する施策】 9. 一般就労支援 10. 福祉的就労の推進 【子どもに関する施策】 11. 子どもに関する施策 【社会参加に関する施策】 12. 社会参加の推進・バリアフリー 13. 啓発
---	--

7. 計画の指標

指 標	目 標	指 標	目 標
①計画相談支援事業所数	80 事業所	⑦地域生活支援拠点の整備	必要数を検討
②相談支援事業者研修の受講者数	1,000 人	⑧障害者就労推進センターからの就職者実人数	260 人
③手話啓発講座の受講者数	1,000 人	⑨障害者就労推進センターが支援する職場定着率	85%
④グループホーム（定員）	900 人	⑩障害のある人の福祉的就労における工賃	30,000 円 B型 15,000 円
⑤福祉施設の入所者の地域生活への移行	205 人	⑪障害者スポーツ教室参加者数	1,510 人
⑥1年以上長期在院者数	1,420 人	⑫障がいサポーター養成数	500 人

第5期神戸市障がい福祉計画・第1期神戸市障がい児福祉計画の概要

1. 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画であるとともに、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画である。

また、障害者基本法に基づく「神戸市障がい者保健福祉計画 2020」と一体となって障がい者および障がい児の福祉施策を推進していこうとするものである。

2. 計画の趣旨

第5期神戸市障がい福祉計画ならびに第1期神戸市障がい児福祉計画は、国の定める基本指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第116号）に即して、障がい者および障がい児が日常生活又は社会生活を営むための支援を総合的かつ計画的に行えるよう、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等について、提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものである。

3. 計画の期間

計画の期間は、国の基本指針において平成30年度から令和2年度までの3か年とされている。

4. 計画の検証

PDCAサイクルを導入し、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、本計画を変更することその他の必要な措置を講じる。成果目標及び指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、評価の際には、神戸市障害者施策推進協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表する。また、今後の国の障がい者施策の動向にも対応し見直していく。

5. 計画の基本的な考え方

本計画では、次に掲げる事項について成果目標を設定し、その達成に向けて特に取り組みを進める。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

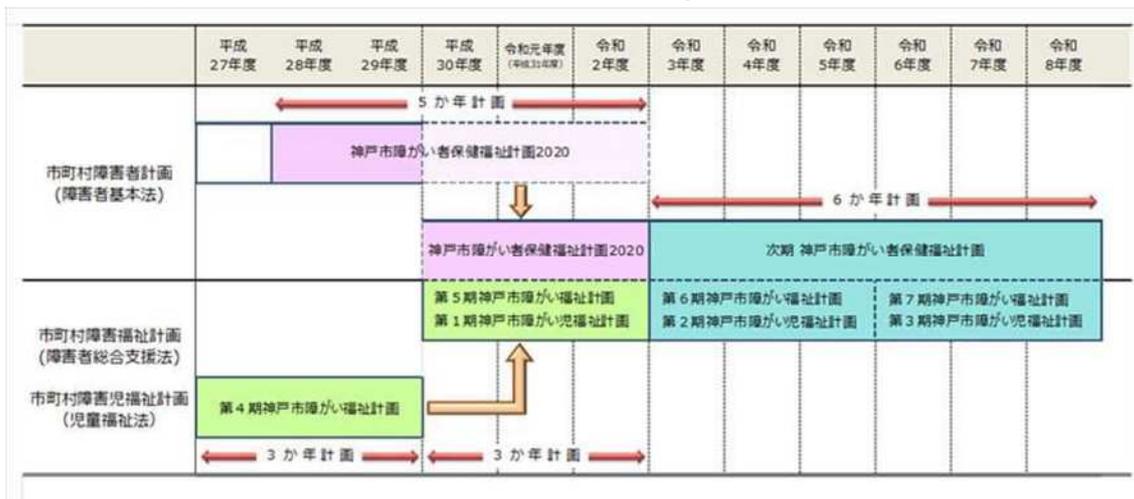
次期計画策定（神戸市障がい者生活実態調査）について

○次期計画策定

障害者基本法に基づく「神戸市障がい者保健福祉計画2020」、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第5期神戸市障がい福祉計画・第1期神戸市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和2年度までとなっている。

次期「神戸市障がい者保健福祉計画」の計画期間は6カ年の計画とし、前半3カ年を「第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画」と統合して策定する。

「神戸市障がい者生活実態調査」は、これらの計画の策定にあたり、障害者の現在の生活状況、必要な福祉ニーズ、就労の状況・意識、及び前回調査（平成27年8月）からの変化などを把握し、新たな計画策定の基礎資料の一つとすることを目的として実施した。



○障がい者生活実態調査

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、発達障害者の中（障害児を含む）から無作為抽出し、郵送による配布・回収によるアンケート調査を行った。

（これまでのスケジュール）

7月 11日、19日	○実態調査にかかる検討会(2回開催)	・アンケート項目の審議
7月 31日	○第二回障害者施策推進協議会	・アンケート項目の承認
8月	○総務省統計調査届出 ○神戸市個人情報保護審議会	
9月	○区役所・障害者団体・福祉サービス事業所・障害者支援施設に対し調査の実施について周知し、代筆や代読についての協力を依頼	
10月 15日～11月 7日	○対象者に対し調査票の送付、回収	
12月 18日	○第三回障害者施策推進協議会	・速報版の報告

（回収数）

発送数	全体回収数	全体回収率	有効回収数	有効回収率
10,960	5,177 (うちメール回答 56通)	47.0%	5,062 (うちメール回答 56通)	46.2%



計画の進捗状況について





『神戸市障がい者保健福祉計画2020』 の進捗状況



1 神戸市障がい者保健福祉計画2020 PDCA評価①



指 標	目 標		実 績	評 価 (事務局案)	『結果に対する考え方』 及び『今後の方策』
	平成28～令和2年度	30年度			
①計画相談支援事業所数	80事業所		69事業所	B	事業所開設に向けた働きかけを行い、事業所数が年間数箇所ずつ増加した結果、事業所数としては目標の86.3%の達成状況です。障害者におけるセルフプラン率は平成29年度59.4%に比べ、平成30年度は57.4%へ減少しましたが、一方で、障害児のセルフプラン率は平成29年度の84.6%から平成30年度には87.0%へ増加していることから、事業所の開設や事業継続に向けた、より効果的な取り組みが必要と考えております。
身近な相談機関として、中学校区（82校）相当数の事業所数をめざします。					
②相談支援事業者研修の受講者数	1,000人（200人／年）		194人	A	年間受講者数目標の200人に対し、97%の達成状況です。相談支援員向けの研修は増加しており、引き続き事業者へ受講を呼びかけてまいります。
受講者数の増を図り、年間200人の受講者数をめざします。					
③手話啓発講座の受講者数	1,000人（200人／年）		80人	D	当事業は、聴覚障害者の理解に自発的に取り組む団体に対し、講師を派遣する制度であり、10名程度の小規模な団体でも利用は可能です。このため、目標を達成するためには多くの団体にご利用いただく必要がありますが、30年度の利用は4団体にとどまっています。より多くの団体に利用していただくため、広報の仕方や利用の方法について再検討してまいります。
年間200人の受講者数をめざします。					
④グループホーム（定員数）	850人（年50人増）		H29年度680人 （54人増） H30年度734人	A	平成30年度は定員54人増となり、年間50人増の目標を達成しました。引き続き、整備費補助や民間住宅マッチング事業、市営住宅の空き家活用等、グループホームの整備促進に向け取り組んでまいります。
27年度見込600人から年間50人ずつの定員数の増をめざします。					
⑤福祉施設の入所者の地域生活への移行 （福祉施設からの退所者数）	205人（41人／年）		36人	B	市内5箇所配置する地域支援機能強化専門員を中心として、地域相談支援（地域移行・地域定着）を行う一般相談支援事業所と連携し「体験型グループホーム」の利用推進や、地域住民、医療機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等への地域移行・地域定着に関する普及・啓発活動を、研修等を通じて行うことで、地域での生活を希望する障害者の地域移行・地域定着を支援してまいります。
第5期障がい福祉計画と同様、年間41人の地域生活への移行をめざします					

※⑥1年以上長期在院者数、⑦地域生活支援拠点の整備については第5期神戸市障がい福祉計画において説明

A：順調に進捗している
目標が達成されている
（9割以上）
新たな取り組みが行われている

B：概ね進捗している
目標がほぼ達成されている
（7割以上9割未満）
新たな取り組みが検討されている

C：進捗が不十分である
目標の達成が不十分である
（5割以上7割未満）
新たな取り組みへの検討が不十分である

D：進捗がみられない
目標が達成されていない
（5割未満）
新たな取り組みが検討されていない

2 神戸市障がい者保健福祉計画2020 PDCA評価②



指 標	目 標		評 価 (事務局案)	『結果に対する考え方』及び『今後の方策』
	平成28～令和2年度	実 績		
⑧障害者就労推進センターからの就職者 実人数 平成30年度からの精神障がい者の雇用義務化の効果も見込まれること から、2015計画の8人から増やして、毎年10人ずつの増加をめざし ます。	260人(年10人増)	平成29年度: 247人 平成30年度: 257人 (10人増)	A	全市的な就労支援拠点としての「障害者就労推進センター」や地域に 密着した就労支援の拠点としての「しごとサポート(東部・北部・西 部)」において、障がいのある人・雇用事業主への支援を実施して おり、引き続き、地域の福祉・医療機関やハローワーク、特別支援学校 などとネットワークを構築し、連携を図りながら、就労相談や職場開 拓、職場定着支援など、生活面にも配慮した支援を推進していきま す。また平成29年度より、新たに①超短時間雇用(週20時間未満雇用) の創出、②ICTを活用した在宅就労支援に取り組み、障害特性に応 じた多様な働き方の創出を推進するとともに、市役所内での訓練雇用 の拡充を図っています。
⑨障害者就労推進センターが支援する職場 定着率(当該年度の1年後の定着率)	85%	85.8%	A	
⑩障がいのある人の福祉的就労における工賃 うちB型: 平均工賃は着実に増加しており、引き続き毎年1,500円 (B型毎年400円)ずつの工賃の増加をめざします。	30,000円 15,000円	平成30年度は調査中 平成28年度: 23,435円 (うちB型:13,187円) 平成29年度: 24,626円 (うちB型:13,029円)	※B (※C)	
⑪障がい者スポーツ教室参加者数 26年度実績から、15%増をめざします。	1,510人/年	1,537人/年	A	
⑫障がいサポーター養成数 年間100人のサポーター養成をめざします。	500人(100人/年)	1,935人/年 (34回開催)	A	年間100人の障がいサポーターの養成を目標としておりますが、平成 30年度は34回開催、1,935名に障がいサポーター養成講座を受講い ただきました。引き続き、多くの方に受講いただくよう取り組み、障 害者理解の促進に努めてまいります。

※H30年度は調査中のため、H29年度実績を評価。()内はB型の評価。

A: 順調に進捗している
目標が達成されている
(9割以上)
新たな取り組みが行われている

B: 概ね進捗している
目標がほぼ達成されている
(7割以上9割未満)
新たな取り組みが検討されている

C: 進捗が不十分である
目標の達成が不十分である
(5割以上7割未満)
新たな取り組みへの検討が不十分である

D: 進捗がみられない
目標が達成されていない
(5割未満)
新たな取り組みが検討されていない





**『第5期神戸市障がい福祉計画・
第1期神戸市障がい児福祉計画』
の進捗状況**



3 第5期神戸市障害福祉計画 PDCA評価①



成果目標 (平成30～令和2年度)	実績	評価 (事務局案) 30年度	平成30年度
			今後に向けた改善策
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行			
福祉施設の入所者の地域生活への移行 平成30年度：41人 令和元年度：41人 令和2年度：41人 (平成30～令和2年度合計：123人)	地域移行者数 平成30年度：36人	B	市内5箇所に配置する地域支援機能強化専門員を中心として、地域相談支援（地域移行・地域定着）を行う一般相談支援事業所と連携し「体験型グループホーム」の利用推進や、地域住民、医療機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等への地域移行・地域定着に関する普及・啓発活動を、研修等を通じて行うことで、地域での生活を希望する障害者の地域移行・地域定着を支援してまいります。
福祉施設に入所している障がい者数 入所者の居住環境の向上に努めるとともに、障害者が地域で暮らせるように取り組みます。 ※数値目標は設定しない	施設入所者数 平成30年度：1,320人(34人減)	※数値目標を設定しないとしているため評価しない。	

A：順調に進捗している
目標が達成されている
(9割以上)
新たな取り組みが行われている

B：概ね進捗している
目標がほぼ達成されている
(7割以上9割未満)
新たな取り組みが検討されている

C：進捗が不十分である
目標の達成が不十分である
(5割以上7割未満)
新たな取り組みへの検討が不十分である

D：進捗がみられない
目標が達成されていない
(5割未満)
新たな取り組みが検討されていない



4 第5期神戸市障害福祉計画 PDCA評価②



成果目標 (平成30～令和2年度)		Plan 【計画】	実績	D 【実行】	平成30年度 評価 (事務局案)	C 【評価】	今後に向けた改善策	A 【改善】
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築								
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	精神障害者地域移行・地域定着推進連携会議を年2回、関連研修を年2回、検討会を年5回開催しました。				A		地域で安心して暮らせるためには、まず支援者の困りごとを共有できるネットワーク作りが必要であり、地域生活支援センター等既存の関係機関との連携により、精神障害に対応したネットワークを構築してまいります。	
令和2年6月の入院患者の入院後3か月時点の退院率 平成30年度：63% 令和元年度：66% 令和2年度：69%	医療保護入院患者の入院後（平成30年6月に入院届出があった患者）				A		平成30年度の1年以上の長期在院者数（1614人）は、前年より14人減少しました。内訳では、65歳未満の長期在院者数（678人）は7人増加し、65歳以上（936人）では21人減少しています。	
6か月時点の退院率 平成30年度：83% 令和元年度：83.5% 令和2年度：84%	3ヶ月時点の退院率 73.0%				A		精神障害者にも対応した地域包括システムづくりをすすめるため、引き続き、コーディネーターを配置し事業所へスーパーバイズするとともに、地域移行・地域定着推進のための連携会議・検討会、研修会等を開催してまいります。そして、関係機関同士の顔の見える関係を作り、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着を積極的に進めてまいります。	
1年時点の退院率 平成30年度：91.5% 令和元年度：92% 令和2年度：92.5%	6ヶ月時点の退院率 94.6%				A		さらに、平成29年度から措置入院患者等の退院後の継続支援を行っており、入院中から病院及び関係機関と連携し、地域移行を促進してまいります。	
平成30年6月における長期在院者数（1年以上） (平成29年度1,570人) 平成30年度1,570人 令和元年度1,570人 令和2年度1,570人	1年時点の退院率 97.3%				A			
	平成30年6月における長期在院者数（1年以上） 1,614人（14人減）				A			

A：順調に進捗している
目標が達成されている
(9割以上)
新たな取り組みが行われている

B：概ね進捗している
目標がほぼ達成されている
(7割以上9割未満)
新たな取り組みが検討されている

C：進捗が不十分である
目標の達成が不十分である
(5割以上7割未満)
新たな取り組みへの検討が不十分である

D：進捗がみられない
目標が達成されていない
(5割未満)
新たな取り組みが検討されていない

5 第5期神戸市障害福祉計画 PDCA評価③



Plan 【計画】	D. 【実行】	Check 【評価】	平成30年度
			Act 【改善】
成果目標 (平成30～令和2年度)	実績	評価 (事務局案) 30年度	今後に向けた改善策
3. 地域生活支援拠点等の整備			
<p>地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の地域生活を支援します。</p> <p>整備にあたっては、平成30年度より各区に順次設置していく障害者支援センター（仮称）の機能を活用し、地域生活支援拠点として位置づけていきます。</p>	<p>平成31年3月時点 1か所（西区）</p>	<p>D</p>	<p>神戸市における地域生活拠点事業として、平成30年12月に西区に設置し、緊急時の相談体制・受け入れに関する体制整備を行いました。令和元年8月1日には3か所（灘、兵庫、垂水）の整備を完了し、令和元年度中に市内計6か所に整備を目指し、全区に整備していく予定です。</p>

A：順調に進捗している
目標が達成されている
(9割以上)
新たな取り組みが行われている

B：概ね進捗している
目標がほぼ達成されている
(7割以上9割未満)
新たな取り組みが検討されている

C：進捗が不十分である
目標の達成が不十分である
(5割以上7割未満)
新たな取り組みへの検討が不十分である

D：進捗がみられない
目標が達成されていない
(5割未満)
新たな取り組みが検討されていない



6 第5期神戸市障害福祉計画 PDCA評価④



成果目標 (平成28～令和2年度)	実績	平成30年度	
		評価 (事務局案) 30年度	今後に向けた改善策
4. 福祉施設から一般就労への移行等			
就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行する者 平成30年度：401人 令和元年度：422人 令和2年度：444人	福祉施設の利用者の一般就労への移行者数 30年度：409人	A	引き続き、しごとサポートを中心とした地域の関係機関の連携の強化や地域ネットワークの形成に努め、きめ細やかな就労支援体制づくりを整えるとともに、兵庫労働局を始めとする関係機関と緊密な連携を図りつつ、障害のある方の就労支援に努めていきます。 (1) しごとサポートにおける支援 (2) ネットワーク会議を通じた関係機関の連携強化 (3) 障害福祉サービス事業所等の利用者・支援者を対象とするスキルアップ研修の開催 (4) 企業向けセミナー、見学会の開催、「しごと開拓員」による雇用啓発・職場開拓 (5) 就労移行支援事業所の紹介パンフレットの作成、就労移行支援事業所オープン見学会の開催 (6) 事業所等就労支援活動事業、トライアル実習等の実施 また平成29年度からは、新たに①超短時間雇用（週20時間未満雇用）の創出、②ICTを活用した在宅就労支援に取り組み、障害特性に応じた多様な働き方の創出を推進するとともに、市役所内での訓練雇用の拡充を図っています。
就労移行率が3割以上の就労移行支援の事業所数 平成30年度：55% 令和元年度：55% 令和2年度：55%	就労移行率が3割以上の事業所数 30年度：78.6%	A	
就労移行支援事業の利用者数 平成30年度：390人 令和元年度：398人 令和2年度：405人	就労移行支援事業の利用者数 30年度：402人	A	
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率 平成30年度：－ 令和元年度：80% 令和2年度：80%	1年後の職場定着率 30年度：－	—	

A：順調に進捗している
目標が達成されている
(9割以上)
新たな取り組みが行われている

B：概ね進捗している
目標がほぼ達成されている
(7割以上9割未満)
新たな取り組みが検討されている

C：進捗が不十分である
目標の達成が不十分である
(5割以上7割未満)
新たな取り組みへの検討が不十分である

D：進捗がみられない
目標が達成されていない
(5割未満)
新たな取り組みが検討されていない



7 第5期神戸市障害福祉計画 PDCA評価⑤



Plan
【計画】

Do
【実行】

Check
【評価】

Act
【改善】

平成30年度

成果目標 (平成30～令和2年度)	実績	評価 (事務局案)	今後に向けた改善策
		30年度	
5. 障がい児支援の提供体制の整備等			
児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	30年度 児童発達支援センター 8ヶ所→8ヶ所 保育所等訪問支援事業所 7ヶ所→12ヶ所	A	平成30年度は児童発達支援センター数は変わらず、保育所等訪問支援事業所は5ヶ所増加しました。今後も療育体制の構築に向け支援を検討していくとともに、各事業で提供される支援内容の充実のための取り組みを進めていきます。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	30年度児童発達支援事業所 6ヶ所→7ヶ所 放課後等デイサービス 6ヶ所→12ヶ所	A	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス共に事業所数は増加しました。今後も重症心身障がい児を支援する事業所の整備が図られるよう支援を検討し、居宅訪問型児童発達支援事業所の確保に努め、医療的ケアのいる重症心身障がい児も含めた受け入れ促進のための取り組みを進めます。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	「神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議」の開催 ※平成30年度開催回数：2回 (11/22,3/7)	A	医療的ケア児に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を行っております。今後も引き続き開催し、支援体制の充実を図ってまいります。

A：順調に進捗している
目標が達成されている
(9割以上)
新たな取り組みが行われている

B：概ね進捗している
目標がほぼ達成されている
(7割以上9割未満)
新たな取り組みが検討されている

C：進捗が不十分である
目標の達成が不十分である
(5割以上7割未満)
新たな取り組みへの検討が不十分である

D：進捗がみられない
目標が達成されていない
(5割未満)
新たな取り組みが検討されていない



8 地域生活支援事業の状況



種 類	単 位	見込（量）			実 績
		30年度	令和元年度	令和2年度	30年度
理解促進研修・啓発（市民フォーラム等）	実施の有無	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業（ボランティア活動支援等）		実施	実施	実施	実施
相談支援事業					
障害者相談支援事業	実施箇所数	14	14	14	15
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	年間実利用者数	24	31	40	71
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	年間利用件数	4,647	4,786	4,882	4,380
手話通訳者設置事業	設置者数	14	14	14	14
日常生活用具給付事業	給付件数	34,616	35,776	36,874	34,345
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	130	135	140	104
移動支援事業	実利用者数	3,991	4,183	4,384	3,768
地域活動支援センター	実施箇所数	19	19	19	18
	実利用者数	559	567	575	581
発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数 ※1	5	5	5	5 ※1
	実利用者数	8,200	8,300	8,400	7,371
障害児等療育支援事業	実施箇所数	3	3	3	3
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了者数	65	65	65	69
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	35	35	35	22
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用者数	539	550	561	625
精神障害者地域生活支援広域調整等事業					
地域生活支援広域調整会議等事業	会議開催回数	3	3	3	3
地域移行・地域生活支援事業	ピアサポート従事者数	30	30	30	44
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催回数	2	2	2	1

※1 実績については、発達障害者相談窓口（市内4か所）を発達障害者支援センターのランチとみなし、実施箇所数を5か所とする。

9 障害福祉サービス・児童福祉サービスの状況（利用者数）



種類	見込（量）			実績 30年度
	30年度	令和元年度	令和2年度	
訪問系サービス合計	3,887	4,045	4,211	3,840
生活介護	3,219	3,290	3,363	3,169
自立訓練（機能訓練）	44	43	42	34
自立訓練（生活訓練）	116	122	129	108
就労移行支援	388	420	456	422
就労継続支援（A型）	878	1,013	1,168	807
就労継続支援（B型）	3,325	3,454	3,589	3,485
就労定着支援	410	637	873	27
療養介護	289	295	300	286
短期入所（福祉型）	758	857	969	737
短期入所（医療型）	62	69	77	65
共同生活援助	667	703	741	693
施設入所支援	1,394	1,391	1,387	1,368
計画相談支援	839	1,000	1,191	847
地域移行支援	9	11	13	9
地域定着支援	21	21	21	23
児童発達支援	1,446	1,660	1,851	1,202
放課後等デイサービス	2,521	2,623	2,830	2,519
保育所等訪問支援	5	6	7	34
福祉型障害児入所施設	24	24	24	26
医療型障害児入所施設	24	24	24	22
障害児相談支援	148	176	209	59
発達障害者支援地域協議会の開催	2	2	2	1
発達障害者支援センターによる相談支援	393	400	407	1,230
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	7	7	7	32
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	195	195	195	203

（請求ベース）



第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて（案）

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 福祉施設から一般就労への移行
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上
- ・ 障害福祉人材の確保

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%、6ヵ月後 86%、1年後 92%(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

次期市民福祉総合計画の基本理念及び基本方策（案）

第 3 回計画策定・検証会議（令和 2 年 6 月 12 日開催）での主な意見

検証・評価に関して

- ・施策を提供する側の視点だけでなく、受け手側の視点が必要
- ・アンケートと総合評価を関連付ける必要性
- ・総合計画では各論には触れられないが、取りこぼしのないように
- ・最近では障害とか高齢者といった線引きはなくなって、ひとりひとりの特性に視点を置くように社会が変化してきている。こどもも同じで、色々な特性のあるひとりひとりを受け止めてくれるような地域福祉であってほしい

次期計画に関して

【基本方策①】

- ・最後の「また、市民だけでなく、社会福祉施設や NPO 等の多様な機関の参画も必要です。」の部分に違和感がある。

【基本方策③】

- ・「地域住民や社会福祉法人等地域に関わる様々な主体が連携していくことが必要」の部分は、3つのセクターが連携することを示していると思うが、広がりのある表現ができないか。
- ・コロナにより皆の危機感が高まっており、勿論コロナも大事ではあるが、常に時代は変わっており、もっと様子をみるのが行政としてのあるべき姿ではないか。
- ・言葉の重要性がある。分かりやすい言葉はありきたりになる。言葉で計画を作った後、市民の実感がないといけない。

アンケート（市民福祉に関する行動・意識調査）に関して

- ・孤独感と幸福感の相関関係がはっきりと出ており、例外はあるが、幸福でない人は孤独を感じている人が多い。
- ・経済状況の悪さがあらゆる不安を引き起こす誘因になっている。
- ・健康、収入、頼れる人の有無、集まれる場所を持っているかといったことはこれから考えていくうえで大事なポイントとなる。
- ・マジョリティだけを見てはならないことは押さえながら、計画の評価に結び付けていくことを見いだせれば。
- ・不安が何によって決まるのか、どの不安に起因するのか等更なる分析することで、次の施策に繋げていけるのではないか。

次期市民福祉総合計画の基本理念及び基本方策（案）

<基本理念>

「誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現～みんなでデザインする福祉の輪～」

市民一人ひとりが地域で安全に安心して暮らすことができ、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる社会の実現を目指します。

年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、全ての市民が主役となり、多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いにに関わり合いを持ち協力していくことが重要となります。市民や事業者、専門機関、行政が連携をより深めることで多様化・複雑化した地域福祉課題に対応していきます。

<第3回WG及び第3回計画策定・検証会議での意見>

- ・分かりやすくはなったが、さらっと流れてしまうため、あえて尖りを持たせてはどうか。
- ・説明文が丁寧なので、タイトルには引っかかりをもたせ、視聴者が参加したいと思うような演出が必要

<基本方策①>

みんなが参加、福祉の環境づくり

地域の課題解決には、市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、多様性の理解を広げ、互いにに関わり合いを持ち協力していくことが重要です。市民が福祉サービスの受け手として参加するだけでなく、誰もが主体となって参画できる環境づくりが必要です。~~また、市民だけでなく、社会福祉施設やNPO等の多様な機関の参画も必要です。~~

<第3回WG及び第3回計画策定・検証会議での意見>

- ・市民が主役といった表現方法はもう少し違った表現ができないか。
- ・「市民ひとりひとりが主役」という言葉も悪くはないが、反対がないゆえに流れてしまうのではないか。
- ・「市民」をどうとらえるのかについて、いろいろな見方ができ、言葉の使い方が難しい。
- ・最後の「市民だけでなく、社会福祉施設やNPO等の多様な機関の参画も必要」の部分に違和感がある。

<基本方策②>

福祉サービスの安定した提供と新たな福祉課題への対応

市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、助け合いながら暮らしていくためには、市民が安全に安心して暮らせることが保障されていなければなりません。

また、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化している現状においては、一人ひとりが尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関りを基礎として、自立的な生活を継続していくことを支援していく必要があります。

そのため、行政は、市民の相談を受け止め、市民と支援者がつながり続ける体制を作るとともに全てのライフステージを支えられる福祉サービスの基盤を整備し、一人ひとりの問題に応じた福祉サービスを提供していくことが求められます。

さらに、少子高齢化などの社会課題や科学技術の進歩などにより、生活環境は変化し続けており、これらによって生じる新たな福祉課題に対しても、柔軟に対応していく必要があります。

<第3回WG及び第3回計画策定・検証会議での意見>

- ・計画が行政からのマニフェスト（宣言）という点も踏まえて、市民がもう少し自分のことと感じていけるような表現をしていけるか。
- ・「生きがいや役割を持ち」とあるが、例えば、障害があっても、ひとりひとりが個性や力を発揮できる、といった表現ができないだろうか。
- ・福祉サービスや地域福祉の話となると、高齢者の介護サービスのイメージに偏るため、そうではなく、全てのライフステージ、子どもや若者、勤労世代も含む話だと描けたらいい。

<基本方策③>

さまざまな人がつながる福祉プラットフォームの構築

地域で生活する様々な人が、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクを社会の課題と捉え、また、これまで経験したことのないような、既存の制度だけでは解決できない地域福祉課題に対応するために、**行政サービスだけでなく、地域住民や社会福祉法人等地域に関わる様々な主体が連携していくことが必要です。**市民・事業者・行政といった地域に関わる様々な主体が繋がる基盤をもち、お互いに連携を取りながら課題解決へ進んでいける環境が必要です。

<第3回WG及び第3回計画策定・検証会議での意見>

- ・全ての人が連携していくことの必要性を考えていた時に「市民・事業者・行政」の中にどんなことが思い浮かべるのか、具体的なイメージを持って言葉を変えていく必要があるのではないか
- ・現行の計画で用いているプラットフォームのイメージが発展するといい。
- ・「地域住民や社会福祉法人等地域に関わる様々な主体が連携していくことが必要」の部分は、3つのセクターが連携することを示していると思うが、広がりのある表現ができないか。

次期市民福祉総合計画の検証・評価について（案）

<背景・各会議での委員の意見>

（現在の評価手法が、施策体系にぶら下がった事業におけるアウトプットからの主観的評価であることから）

「行政側の主観的な評価方法は不要ではないか」「成果を示すことは大切だが、どう見せるかが重要」「簡素化が必要」「受け手（市民）の視点が足りないのでは」など

<構成>

○基本方策

└基本方策のための方向性（1つの方策に2つ）

└それに対する現状や課題、今後の展開の方向性

次項以降に具体案掲載

<フィードバックの手法>

【1】基本方策ごとの目標（アウトカム）を想定する。

【2】それに資するような事業・取組みを整理する。

【3】参考指標となるようなアウトプット項目を整理する。

<ポイント>

・これまでのような検証シートは作成せずに事業に関するヒアリングを実施する

基本方策 1

○みんなが参加、福祉の環境づくり

①参加しやすい地域づくり

<イメージ>

市民が地域づくりに参加できるように、地域での合意形成を図る仕組みづくりや、市民が参加するための健康寿命の延伸といったことに取り組む

(例)

- ・集まりやすい環境づくり (地域福祉センター等)
- ・シルバーカレッジや老人クラブ
- ・ソーシャルブリッジ、市民福祉大学 等

②参加の継続と定着を促進 (活動の支援)

<イメージ>

市民の活動が継続、定着するような支援に取り組む

(例)

- ・参画と推進助成、NPO 支援 等

アウトカム

(量的指標)

・各事業の参加者や利用者の人数や活動団体数の増加

(質的指標)

・参加者や利用者が、それらの事業があることを理由に、市民福祉が向上する。

⇒事業課協力のもと、利用者アンケート等により検証

基本方策2

○福祉サービスの安定した提供と新たな福祉課題への対応

①各分野施策を横断化する包括的な総合支援体制の整備

<イメージ>

福祉サービスや相談窓口についての情報を簡単に入手できる仕組みづくりおよび多様化・複雑化する福祉課題への対応
(例)

- ・くらし支援窓口、地域福祉ネットワーク、ひきこもり支援室
- ・権利擁護、障害者差別防止
- ・貧困の世代間連鎖の防止（保護、生活困窮、子どもの居場所づくり、ひとり親支援等）
- ・就労支援

②その人らしい暮らしの実現への取組み

<イメージ>

これまで孤立していたり、生きづらさを感じていた人・世帯の暮らしやすさを向上させる。新たな福祉課題への対応。

(例)

- ・居場所づくり（サードプレイスの確保）
- ・ユニバーサルデザイン
- ・「しごと」の確保
- ・認知症神戸モデル

アウトカム

(量的指標)

- ・認知度の上昇
- ・これまで孤立していた人、世帯の相談件数の上昇

(質的指標)

- ・サービスの受け手となる市民が、支援を受けたことにより、孤独感が減少する。
 - ・これまで孤立していた市民が相談窓口につながり、適切なサービス利用につながる。
- ⇒ネットワークや相談員等からのヒアリング、事例提出等により検証

基本方策 3

さまざまな人がつながる福祉プラットフォームの構築

①地域活動主体の連携を強化する取組み

<イメージ>
市民・事業者・行政の連携を強化させる。
(例)
・区社協、地域福祉ネットワーク（コミュニティソーシャルワーカー）
・ふれあいのまちづくり協議会
・ほっとかへんネット
・自立支援協議会、要対協、地域包括ケア等
・民間事業者との連携
・要援護者支援

②地域共生社会の促進（啓発）

<イメージ>
市民ひとりひとりが地域の一員であることを意識できるよう、地域共生社会・ソーシャルインクルージョンの理念を浸透させる取組み（実際の活動でつながっていなくても、同じ理念を持つことにつながっている地域）
(例)
・人権啓発事業（マイノリティへの支援も含む）
・地域でこどもを育む視点
・SDGs や IT を活用した取組みの紹介

アウトカム

(量的指標)
・活動回数の増加
・認知度の上昇

(質的指標)
・基本方策 1 の活動がさらに活発となる。
・これまで孤立していた市民や世帯が基本方策 2 の窓口等につながる。
・市民ひとりひとりが神戸に誇りを持ち、住み続けたいと感じる。
⇒市民アンケート等により検証

令和2年度第3回神戸市市民福祉調査委員会
計画策定・検証会議ワーキンググループ議事要旨

1. 日時 令和2年5月25日（月）午後1時30分～午後3時30分
2. 場所 神戸市役所1号館8階大会議室（オンライン会議）
3. 議題 (1) 神戸っ子すこやかプラン2024について
(2) 認知症「神戸モデル」事業効果について
(3) 次期市民福祉総合計画策定に向けて

開 会

議 題（1）神戸っ子すこやかプラン2024について

（事務局より資料1の説明）

（委員） こどもに関わるいろいろな分野の中で、神戸市の売りや、新規施策について教えてほしい。また、本プランにおいて、スクールソーシャルワーカーについての記載はあるのか。

（事務局） 切れ目のない施策というのが神戸市の特色である。どこかに重点特化しているというよりは、切れ目なく支援施策が続くことが特徴であると考えている。近年の傾向としては、令和4年に向けて保育定員の拡大や保育士の処遇改善を含め保育人材の確保に努めており、待機児童0を目指している。また、産前産後のホームヘルプケア等も充実させてきている。

スクールソーシャルワーカーについては、第5章の関係機関との連携というところに含まれてくることになるかと思うが、文言としては関係機関としてでてくる程度であり、掘り下げてということになると、教育関係の部門にでてくると思われる。

（委員） この情報は神戸市ではどういった関係者に共有しているのか。

（事務局） 計画はホームページで公開しているので誰でも見ることができる。冊子としては、庁内に配布する程度である。

（委員） 総合計画に関しては、これまでのワーキングの中で、より多くの人たちに翻訳していく作業が重要という点を話してきた。すこやかプランは、市のデータをもとに作られていると思うが、例えば、子育ての困りごとといったことの地域ごとのデータはあるのか。そういったデータがあれば提供していただければ、イメージが広がっていくのではない

かと思いながらお話を聞いていた。例えばアンケートを取る際に、区ごとに分けられるようなデータを取ったりしているのか。

(事務局) アンケートに関して、居住区はお聞きしているので、集約状況は確認する必要があるが、居住区ごとのデータはお渡しすることはできると思う。また、策定に関する会議でも委員の方から、居住区という切り口ではないが、使う方から見て、分かりやすいように体系立てて整理をしてはどうかという意見をいただいております、HP 上で確認できるようなサイトの構築に向けて準備を進めているところである。

(委員) 神戸市のこどもの福祉分野で、児童虐待に関して、夜間の対応等で NPO との連携が難しいと思う事例があった。総合計画では NPO 等との連携という項目が入ってくることになると思うが、こどもの分野で連携している団体はあったりするのか。

(事務局) 手元に資料がないため、後日改めてお伝えする。

(委員) 子育てという分野は広い関係性を持って考えていくもので、今後、コロナの影響もあり、おそらく女性が産み、育てやすい、子育てしやすい、そして、社会の中でどうこどもを守り育てていくのかというところまで、非常に広く含まれてくると思う。次に認知症のことを話してもらうことになっているが、地域福祉の視点を持った時には、全ての人々と関わってくることは避けられないと思うので、どういう連携がこれから必要か、この点は委員も言われていたが、女性が働きやすい仕事環境も今後コロナ禍の後に入ってくる内容であると思う。今後の体系等についてどのように考えておられるのか。

(事務局) 改訂の中では、毎年利用者や事業者アンケート等を取っている。今年、保育施設の利用に関しては、特別保育を実施するなど、通年の状況とは異なっているので、今年の内容については、どのように過ごされているか、地域の中でどのように過ごされていたか等、改めて質問項目を変えてお聞きしていきたいと思う。それを、今後こども子育て会議の中で学識経験者に諮りながら、今後の計画の見直しについて検討していきたいと思う。

議 題 (2) 認知症「神戸モデル」事業効果について

(事務局より資料 2・3 の説明)

(委員) 先ほど、予想以上に受診者が多かったと説明があった。その理由の一つとして、税金負担が生じることで、自分のこととして理解されたからと言われていたが、これをきっかけとして、市民の意識が高齢者施策全般に広がっていくことが大事であり、これからも

この認知症施策を突破口にして、いろいろな人の支え合いを広げることにつながればと思う。

議題（3）次期市民福祉総合計画策定に向けて

（事務局より資料4の説明）

（委員）

- ・ 前回までの意見が踏まえられており、表現としても分かりやすい。
- ・ 誰に読んでもらうかを考えていく必要があり、市民に多く見てもらう、つまり、視聴率をあげていくことが重要。
- ・ 分かりやすいのも大事だが、読んだ方が参加したいと思う演出が必要。
- ・ 内容はいいと思うので、あえてタイトル部分に引っかかりを作っておいてはどうか。さらっと読めしまうと、どうしても自分が参加したいとは思わない。
- ・ 時代に合わせてということを見ると、コロナやSDGsについても少し触れたほうがいいのではないか。

（委員）

- ・ 前回までの意見が活かされている。
- ・ 地域福祉のベースとして、行政だけではなく、いろいろな人達が参加しながら社会を作っていく。その時に、多くの方にひっかかるフックが必要である。例えばSDGsといったキーワードが入っていると、企業の方たちの関心を集めやすくなる。
- ・ いろいろな人達とともに作っていくといっても、地域福祉計画は、行政にとってのマニフェストのようなものである。市民に対して、このようにしていくという宣言である。
- ・ 基本方策について、1つ目の「市民が主役となる環境づくり」は、計画の大きなテーマであり、それを目指して、神戸市はこのようなことをするというメッセージが伝わるとより分かりやすくなる。
- ・ 2番目の「福祉サービスの安定した提供と新たな福祉課題への対応」は、この部分は、神戸市がするというのを分かりやすく書けたらいいのではないか。

（委員）

- ・ 落ち着いて読める文章であるため、引っかかりがあればいいと思う。例えば、最初の「誰もが安心して自分らしく暮らせる」というのは、その通りではあるが、そこに「参加していく・力を発揮していく」というニュアンスができればいい。
- ・ 「市民」をどうとらえるのかについて、議論が必要ではないか。例えば、「①市民が主役となる環境づくり」の本文中「市民だけでなく施設やNPO等の…」における「市民」は、ひ

とりひとりの住民である。「市民」は、いろいろな見方ができ、言葉の使い方が難しい。
「②福祉サービスの安定した提供と新たな福祉課題への対応」の本文中の「市民の相談を受け止め、市民と支援者がつながり…」における「市民」は、受け手として使われている。

(委員)

- ・次期計画案の3つ目の方針である「市民・事業者・行政の連携」について、現計画では「地域福祉のプラットフォーム」となっている。次期計画案の方が分かりやすいが、ありふれているため、どういう連携なのかがもう少し分かる方がいい。
- ・「市民ひとりひとりが主役」という言葉は、よく他の計画等でも使われるが、分かりやすいようで、主役とは？と考えたときに、この福祉計画の中ではもう少し違った表現ができないかを感じる。先ほど委員がSDGsについても触れられたが、その中に書いてあることとも関連するのではないか。
- ・新たな福祉課題に対応していくことを考えたときに、コロナの現状をどうするかについて、市民が感じていることに踏み込んだ言葉が何かないだろうか。

(委員)

- ・「②福祉サービスの安定した提供と新たな福祉課題への対応」のなかで、「生きがいや役割を持ち」とあるが、例えば、障害があっても、ひとりひとりが個性や力を発揮できる、といった表現ができないだろうか。
- ・同じく②のなかで「安心して暮らせることが保障されていなければなりません」とあるが、社会基盤や専門職によるサービスが保障されていることが必要であり、その点については行政がしっかりと整備していくので、みんな頑張ろうというのが出ればいい。

(委員)

- ・次期計画案の基本理念である「誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現」について、現計画でも「つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現」と同じようなワードを使っている。「実現」と毎回使うが、必須なのか。
- ・説明文が丁寧なので、タイトルは分からなくてもいい、キャッチーなものでもいいのではないか。
- ・個人的な感覚だが、デザインという言葉を使うといいのではないか。「新しい社会をデザインしていこう in 神戸」だと、何かが変わるという印象がある。そこで気になって本文を読んでもみると、デザインとはこういうことだと分かる。いいかどうかは分からないが、自分が市民だったらタイトルを見て、読みたい・知りたいと思う。
- ・従来の文言を使えば手堅いとは思いますが、響かないと思う。少しとがった言葉を使うと、反対の意見や厳しい意見があるのかもしれないが、視聴率を上げることを一番に思うのであれば、使ってみてもいいのではないか。

- ・「市民ひとりひとりが主役」という言葉も悪くはないが、反対がないゆえに流れてしまうのではないか。
- ・私は「一人ひとりが機能する」という言い方をするが、この言い方は嫌われることが多いが内容さえきちんと説明できれば、「機能する」という言葉も悪くないと思う。
- ・とがりをつけていくことも、これからの時代を考えるといいのではないか。

(委員)

- ・「ひとりひとりが機能する」という言葉は、新たな言葉として参考にさせていただく。
- ・「機能する」という言葉は ICF のワーディングの中でも使われる、ひとりひとりが機能という使われ方ではないが、ICF の言葉自体が機能という言葉を含んでいると考えれば、その機能という言葉は、特に違和感はないかと。
- ・ICF や SDGs を考えていくなかで、中身としては計画とつながる点があると思うので、再度勉強し直し、どういう風に取り込むエッセンスを引っ張ってくるかを検討したほうがいい

(委員)

- ・いろいろな地域福祉計画を見ているが、「主役」という言葉がたくさんある。学生たちに、市民目線でみた感想を聞くと、「自分はそのままでするのは無理だ」という印象を受けてしまうようである。つまり、ワーディングはすごく重要であり、「それぞれが主役になる」というのも大事であるが、そこをどのように表現するのが大事。
- ・例えば、「輝く」という言葉で考えたときに、自ら輝く人もいれば、照らされて輝く人もいる。「主役」というと、リーダーのイメージがあるが、それだけではない。丁度いい言葉がでてこないのが、いろいろな人たちが参加するということは、勿論一生懸命やる人も、そこについてくる人も、周りで見ている人もいる、それが地域福祉の在り方だと思うので、そこを上手く伝えられるようなワーディングが望ましい。また、自分でもできるとしてもらえるような表現ができれば、繋がっていくと思うので、そういう言葉が選択できればいいと思う。
- ・SDGs の中に、ひとりも取りこぼさないというワードがある。一方で、多くの企業の方と話していると、常に支援するという対象で見えてしまうそうである。ソーシャルインクルージョンの理念を多くの人に正しく理解してもらうには、今この中では「支える、支えられる」という言葉で書かれているが、それをしっかりと伝えていくということが大事である。
- ・神戸モデルに関して、言い方は語弊があるかもしれないが、基盤がしっかりと整備されているため、認知症になっても地域に出て行って、活躍できる場を用意できるという話になる。そういったものはしっかりと活かせるような言葉やイメージが伝えられるといい

(委員)

- ・神戸市の特色が付け加えられるといいのではないかと。ポートアイランドの先端医療であったり、北区の谷上でのテクノロジーの話であったり、市の政策なので、それは結局市民の役に立つとの判断から実施されていると思うため、そういった要素が文面でできるといいのではないかと。市ならではの強みができればと思った。市民からすると、神戸市はここが素晴らしいということを探していると思うので。神戸市はここがすごいという点が反映できればと思った、

(委員)

- ・福祉と健康を考えることは別々ではなく、つながってくることだと思う。コロナの状況下ということ念頭に置いたときに、WHOの規定している健康というところには、身体的なことだけではなく、社会的な意味合いも含まれているので、それを前提として生活というものを考えていく必要がある。それをどのように含みこんでいくか。Society5.0 や第四次産業革命といったようなエッセンスは避けられない部分だと思うので、それをどこまで計画に反映していくかについても、今後他部局の説明も聞きながら、考えていきたい。

(委員) まとめ

- ・基本理念については、前半の文章はもう少し言葉を考えながらになるが、概ね理解は得られている。
- ・3つの基本方策について、1つ目は、「市民が主役」というところはもう少し言葉を変えていく。
- ・2つ目については、行政からの宣言という点も踏まえて、市民がもう少し自分のことと感じていけるような表現をしていけるか。
- ・3つ目については、全ての人が連携していくことの必要性を考えていた時に「市民・事業者・行政」の中にどんなことが思い浮かべるのか、具体的なイメージを持って言葉を変えていく必要があるのではないかと。特に今出てきたSDGsの考え方というのが、(コロナの影響で)神戸が大変な状況になっている今、第三次産業、特に小売業が多いということもあって、おそらくこれから大変な状況が明らかになってくるのが懸念されるが、誰も取り残さず、全ての人を包摂していくことを考えていったときに、文章に書いてもらってはいるが、年齢や障害の有無や性別といったことではなくて、どういう人まで頭に思い浮かべられるのかも考えながら、書いていく必要があるのではないかと。

閉 会